

# 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による 地方自治法の一部改正について①

## 1 不服申立手続きの一段階化(法第206条、第238条の7、第243条の2、第244条の4、第255条の3関係)

普通地方公共団体の機関がした、以下の事項に関する処分に対する不服申立てについて、  
総務大臣、都道府県知事への二段階目の不服申立て(異議申立てを経た上での審査請求等)を廃止、  
普通地方公共団体の長に対する審査請求に一段階化

- ① 給与その他の給付      ② 行政財産を使用する権利      ③ 長による職員に対する賠償命令  
④ 公の施設を利用する権利      ⑤ 過料

## 2 不服申立期間の延長等(法第229条、第231条の3関係)

(1) 普通地方公共団体の機関がした分担金等の徴収に関する処分

- ・ 30日以内            3月(行政不服審査法の原則と同様) に延長

(2) 普通地方公共団体の機関がした分担金等の歳入に係る督促等

- ・ 30日以内            3月(行政不服審査法の原則と同様) に延長  
・ 地方税法第19条の4の規定を準用

※地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)  
(審査請求期間の特例)

第十九条の四 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする審査請求は、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

- 一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して三月を経過した日
- 二 不動産等(国税徴収法第百四条の二第一項に規定する不動産等をいう。次号において同じ。)についての差押え その公売期日等(国税徴収法第百十一条に規定する公売期日等をいう。)
- 三 不動産等についての公告(国税徴収法第百七十一条第一項第三号に掲げる公告をいう。)から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限
- 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

# 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による 地方自治法の一部改正について②

## 3 自治紛争処理委員による審理（法第255条の5関係）

以下の事項に関する審査請求等について、総務大臣、都道府県知事が裁決等をするに当たり、  
審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続に代えて、  
自治紛争処理委員の審理を必ず経る仕組みに

- ① 普通地方公共団体の長の失職に関する選挙管理委員会の決定
- ② 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員の失職に関する選任権者の決定
- ③ 選挙管理委員の失職に関する選挙管理委員会の決定
- ④ 地方自治法の規定による審査の申立て、審決の申請

## 行政不服審査法関連3法の概要

行政不服審査法（平成26年法律第68号）

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）

行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）

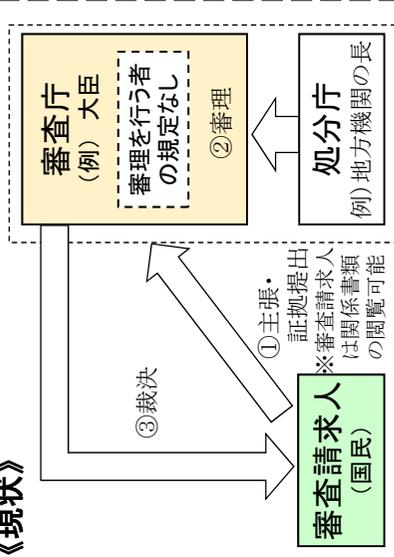
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

## 行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

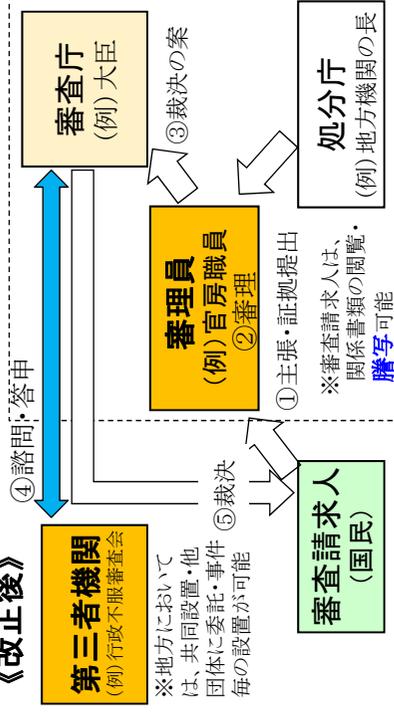
### ○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

《現状》



《改正後》



### ○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上

※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

### ○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日） など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

## 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

- ・ 不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小 など

## 行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など

○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方自治法新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 改正後   | 現行  |
|---|---|
| <p>第四百四十三条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第一項の規定による決定についての審査請求は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に対してするものとする。</p> <p>④ 前項の審査請求に関する行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文の期間は、第一項の決定があつた日の翌日から起算して二十一日とする。</p> <p>第二百六条 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>普通地方公共団体の長以外の機関がした第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> | <p>第四百四十三条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査請求をすることができる。</p> <p>④ 前項の審査請求に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項本文の期間は、第一項の決定があつた日の翌日から起算して二十一日以内とする。</p> <p>第二百六条 普通地方公共団体の長がした第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分<del>に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。</del>この場合においては、異議申立てをすることもできる。</p> <p>② 第三百三十八条の四第一項に規定する機関がした前項の給与その他の給付に関する処分に不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。</p> <p>③ 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。</p> |

② 普通地方公共団体の長は、前項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

③ (略)  
〔削除〕

第二百二十九条 〔削除〕  
(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求)

普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。  
〔削除〕

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 (略)  
4 第二項の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ

④ 普通地方公共団体の長は、第一項の給与その他の給付に関する処分についての異議申立て又は審査請求(同項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

⑤ (略)

⑥ 第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求(同項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

(分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て)  
第二百二十九条 第三百二十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に関する者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 (略)  
6 第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決

、同項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 (略)

2 (略)

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例により行う処分についての審査請求については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十九条の四の規定を準用する。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 (略)

9 第七項の審査請求に対する判決を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

10 (略)

11 (行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百三十八条の七 (削除)

定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に出訴することができない。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 (略)

2 (略)

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8 (略)

9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する判決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。

10 (略)

11 (行政財産を使用する権利に関する処分の不服申立て)

第二百三十八条の七 第二百三十八条の四の規定により普通

地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に関する処分に関する者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

〔削除〕

2 | 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。  
2 | 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

3 | (略)  
〔削除〕

2 | 第二百四十条 (債権)  
3 | (略)

4 | 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。  
一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

二〇八 (略)  
(職員の賠償責任)  
2 | 第二百四十三条の二 (略)  
2 | 9 (略)  
〔削除〕

2 | 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を使用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 | 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長及び委員会以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。  
4 | 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 | (略)  
6 | 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

2 | 第二百四十条 (債権)  
3 | (略)

4 | 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。  
一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定に基づく徴収金に係る債権

二〇八 (略)  
(職員の賠償責任)  
2 | 第二百四十三条の二 (略)  
2 | 9 (略)  
10 | 第三項の規定による処分に不服がある者は、都道府県

10| 第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、審査請求をすることができない。

11| 普通地方公共団体の長は、第三項の規定による処分についての審査請求があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

12| (略)

13| (公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求)

第二百四十四条の四 「削除」

〔削除〕

普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができ、この場合においては、異議申立てをすることもできる。

11| 前項の規定にかかわらず、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

12| 普通地方公共団体の長は、第十項の規定による異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

13| (略)

14| (公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分には不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2| 第三百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分には不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3| 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2| 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に  
関する処分についての審査請求があつたときは、議会に  
諮問してこれを決定しなければならない。

3| (略)  
〔削除〕

(関与の意義)

第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対す  
る国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事  
務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十  
一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつ  
かさざる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一  
項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭  
和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機  
関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関  
又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同  
じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通  
地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あ  
て人となるもの）に限り、国又は都道府県の普通地方公共  
団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。  
）をいう。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を實現  
するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的  
に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の  
調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方  
を名あて人とするもの）に限る。）及び審査請求その他

4| 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に  
関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項  
に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に  
諮問してこれを決定しなければならない。

5| (略)

6| 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査  
請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁  
決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決について  
は総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知  
事に再審査請求をすることができる。

(関与の意義)

第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対す  
る国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事  
務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十  
一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつ  
かさざる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一  
項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭  
和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機  
関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関  
又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同  
じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通  
地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あ  
て人となるもの）に限り、国又は都道府県の普通地方公共  
団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。  
）をいう。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を實現  
するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的  
に関わる行為（相反する利害を有する者の間の利害の  
調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方  
を名あて人とするもの）に限る。）及び審査請求、異議

の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の紛争の調停、普通地方公共団体が対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下本節において「都道府県の関与」という。)に関する審査及び第四百四十三条第三項(第八十条の五第八項及び第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請に係る審理を処理する。

2 (略)

3 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一 五 (略)

六 第二百五十五条の五第一項の規定に係る審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。

七 第二百五十五条の五第一項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。

4 5 (略)

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 (略)

2 3 (略)

4 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五

申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。

(自治紛争処理委員)

第二百五十一条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の紛争の調停、普通地方公共団体が対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの(以下本節において「都道府県の関与」という。)に関する審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請に係る審理を処理する。

2 (略)

3 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一 五 (略)

六 第二百五十五条の五の規定に係る審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請をした者が、当該審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審決の申請を取り下げたとき。

七 第二百五十五条の五の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をしたとき。

4 5 (略)

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 (略)

2 3 (略)

4 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五

条の二第一項の審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。

5 | 市町村長が第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができる。この場合において、再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求若しくは審査請求の裁決又は当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してするものとする。

6 | 前項の再々審査請求については、行政不服審査法第四章の規定を準用する。

7 | 前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

第二百五十五条の二 法定受託事務に係る次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分又は当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

条の二の規定による審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第二百五十五条の二 他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、法定受託事務に係る処分又は不作為に不服のある者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分又は不作為 当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

- 二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分 都道府県知事
- 三 市町村教育委員会の処分 都道府県教育委員会
- 四 市町村選挙管理委員会の処分 都道府県選挙管理委員会

2

普通地方公共団体の長その他の執行機関が法定受託事務に係る処分をする権限を当該執行機関の事務を補助する職員若しくは当該執行機関の管理に属する機関の職員又は当該執行機関の管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分に係る審査請求につき、当該委任をした執行機関が裁決をしたときは、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該裁決に不服がある者は、再審査請求をすることができる。この場合において、当該再審査請求は、当該委任をした執行機関が自ら当該処分をしたものとした場合におけるその処分に係る審査請求をすべき者に対してするものとする。

第二百五十五条の三（略）

〔削除〕

〔削除〕

〔削除〕

- 二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分又は不作為 都道府県知事
- 三 市町村教育委員会の処分又は不作為 都道府県教育委員会
- 四 市町村選挙管理委員会の処分又は不作為 都道府県選挙管理委員会

〔新設〕

第二百五十五条の三（略）

② 普通地方公共団体の長がした過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

③ 普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

④ 過料の処分についての審査請求（第二項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道

第二百五十五条の四 法律の定めるところにより異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることのできる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審査の申請をすることができ

る。

第二百五十五条の五 総務大臣又は都道府県知事に対して第四百四十三条第三項（第八十条の五第八項及び第八百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審査の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審査をするものとする。ただし、行政不服審査法第二十四条（第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審査の申請を却下する場合は、この限りでない。

2 | 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第九条、第十七条及び第四十三条の規定は、適用しない。この場合における同法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 | 第一項に規定する審査の申立て又は審査の申請については、第二百五十八条第一項において準用する行政不服審査法第九条の規定は、適用しない。この場合における

府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができ

第二百五十五条の四 法律の定めるところにより異議の申出、異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができ

る場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審査の申請をすることができ

る。

第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求（第二百五十五条の二の規定による審査請求を除く。）

、再審査請求（第二百五十二条の四第四項の規定による再審査請求を除く。）

、審査の申立て又は審査の申請があつた場合において、審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審査の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審査をするものとする。

〔新設〕

|  |   |
|--|---|
| <p>4   同項において準用する行政不服審査法の他の規定の適用については必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4   前三項に規定するもののほか、第一項の規定による自治紛争処理委員の審理に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九條から第十四條まで、第十八條第一項ただし書及び第三項、第十九條第一項、第二項、第四項及び第五項第三号、第二十一條、第二十二條第一項から第三項まで及び第五項、第二十三條から第三十八條まで、第四十條から第四十二條まで、第四十四條、第四十五條、第四十六條第一項、第四十七條、第四十八條並びに第五十條から第五十三條までの規定を準用する。</p> <p>2   前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二條及び第三條の規定は、適用しない。</p> | <p>〔新設〕</p> <p>第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九條から第十三條まで、第十四條第一項ただし書、第二項及び第四項、第十五條第一項及び第四項、第十七條から第十九條まで、第二十一條から第三十五條まで並びに第三十八條から第四十四條までの規定を準用する。</p> <p>〔新設〕</p> |
|--|---|